

令和2年度第4四半期（1～3月期）の通常補てん積立金の件

このことについて、業務方法書第13条の2の第2項に基づき、次のとおり納入を免除する。

1. 内容

令和2年度第4四半期（1～3月期）に係る通常補てん積立金について、納入を免除する。

＜負担区分別単価＞		免除前	免除後
加入生産者	トン当たり	400円	0円
加入2号会員等	〃	200円	0円
契約会員（基本部分）	〃	200円	0円
契約会員（積増部分）	〃	400円	0円
計	〃	1,200円	0円

2. 理由

現時点の通常補てん準備財産の残高及び、配合飼料原料の需給動向等を勘案すると、今基本契約期間の最終年度末（令和2年度末）における通常補てん準備財産が、今基本契約期間中に納付されるべき積立金の合計額の1/4相当額を超えることが見込まれるため。

—関係条文—

業務方法書 第13条の2 基金は、前条の規定にかかわらず、通常補てん準備財産の適切な運営を図るため、配合飼料の原料の需給見通し及び通常補てん準備財産の額を勘案し、特に必要があると認められる場合は、四半期毎に、当該四半期の開始前に評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、納入すべき通常補てん積立金の納入を免除することができる。

2 基金は、前条の規程にかかわらず、第5条第2項の期間満了時において通常補てん準備財産残高が当該期間中に納付されるべき通常補てん積立金の合計額の4分の1に相当する額を超えるとみこまれるときは、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、納付すべき通常補てん積立金の納付を免除できる。

3 基金は、前項の規定に基づき通常補てん積立金の納入を免除しようとする場合には、当該四半期が属する事業年度毎に、あらかじめ農林水産省生産局長の承認を受けなければならない。

4 [略]